

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

健康推進課

【告示】

○ 平成二十九年九月岡山県議会定例会の招集

財政課

○ 知事指定薬物の指定

医薬安全課

○ 特定計量器定期検査

産業企画課

○ 地方卸売市場の廃止の許可

農産課

○ 地方卸売市場卸売業務の廃止届

〃

【公告】

○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催

都市計画課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第四十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和五十九年岡山県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中「強かん」を「強制性交等」に改める。

氏名	続柄	住所	(措置入院者)	(配偶者)		
	本人					

様式第十五号中

を

氏名	続柄	住所	個人番号
(措置入院者)	本人		
(配偶者)			

--	--	--

に改める。

様式第二十八号中「副字印」を「強かん」を「強制性交」

將」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第四百三十六号

平成二十九年九月五日岡山県議会定例会を岡山市に招集する。

平成二十九年八月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第四百三十七号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十九年八月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 一（五―フルオロペンチル）―N―フェニル―H―インドール―三―カルボキサミド（通称名LTI―七〇―）及びその塩類
- 2 二―（二―フルオロフェニル）―二―（メチルアミノ）シクロヘキサ―一―オン（通称名二―Fluorodeschloroketamine、二―FDCK）及びその塩類
- 3 三―エチル―二―（三―フルオロフェニル）モルフォリン（通称名三F―Phe netrazine、三―FPE）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、平成二十九年八月三十日から施行する。

平成29年8月29日 岡山県公報 第11918号

◎岡山県告示第四百三十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びびおもりとする。

平成二十九年八月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場	所	期	日
玉野市		岡山市農業協同組合中部第四営 農経済センター 銚立資材店	平成二十九年 十月 四日	一〇三〇〇〇〇〇
"		岡山市農業協同組合玉野支所	" 五日	一〇三〇〇〇〇〇
"		田井市民センター	" 六日	一〇三〇〇〇〇〇
"		日比市民センター	" 十日	一〇三〇〇〇〇〇
"		玉野市民会館	" 十一日	一〇三〇〇〇〇〇
"	産業振興ビル		" 十二日	一〇三〇〇〇〇〇
"	"		" 十三日	一〇三〇〇〇〇〇
"	"		"	一〇三〇〇〇〇〇
"	"		"	一〇三〇〇〇〇〇
"	"		"	一〇三〇〇〇〇〇

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

◎岡山県告示第四百三十九号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成二十九年八月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地方卸売市場高 梁魚市場	市場の名称	高梁市旭町一三四 七番地の三	市場の所在地	株式会社高 梁魚市場	開設者	水産物部	取扱品目 の部類	平成二十九年六 月十二日	廃止年月日
-----------------	-------	-------------------	--------	---------------	-----	------	-------------	-----------------	-------

◎岡山県告示第四百四十号

岡山県卸売市場条例（昭和四十六年岡山県条例第六十六号）第七条の規定により、地方卸売市場における卸売業務の廃止届を次のとおり受理した。

平成二十九年八月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

株式会社高粱魚市場	卸売業者名	市卸売業務を廃止しようとする市場の名称	取扱品目の部類	廃止年月日
	地方卸売市場高粱魚市場		水産物部	平成二十九年六月十二日

〔三七七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十九年八月二十九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十九年十月十八日午後二時から

二 開催場所

総社市中央一丁目一番一号 総社市役所西庁舎三階三〇一会議室（東）

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十九年九月八日から同月二十二日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は総社市建設部都市計画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画道路の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十九年九月八日から同月二十二日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び総社市建設部都市計画課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）又は総社市建設部都市計画課（総社市中央一丁目一番一号 電話〇八六六一九二―八三〇二）

別紙様式

意見書

平成29年8月29日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画道路の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭かいりょうに記載すること。

〔三七八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年八月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字竹ノ下三一・二三一・三一・二三一六、三一・二四一三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区新屋敷町一丁目一〇―一二二

有限会社昌和産業

代表取締役 吉田 政義

三 許可番号

岡山県指令建指第五号

〔三七九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十九年八月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字竹ノ下三一・二三一・一、三一・二三一・六、三一・二四一・三

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区新屋敷町一丁目一〇―一二二

有限会社昌和産業

代表取締役 吉田 政義

五 許可番号

岡山県指令建指第五号